

# 「農福連携」成功のポイント

山田浩太（アルファイノベーション株式会社代表取締役）

やまだ・こうた

京セラ、船井総合研究所での勤務を経て、埼玉県白岡市にてゼロから農福連携事業を立ち上げ展開中。

「農福連携」とは、「農業」と「福祉」が連携した取り組みのことを指すが、この取り組みが近年注目を集めている。主に、人手不足で困っている農業と仕事で不足している障がい者等をマッチングさせることにより、双方の課題解決とメリットを相乗的に高めることが可能だと考えられている。農福連携が注目を集めている背景および連携の方法や課題等、現場の実例を踏まえて整理していく。

## 1 人口減少時代において、農業の労働力をどこに求めるのか？

日本の人口は平成23年から減少を続けている一方、高齢化率が高まっている。こうした状況の中、農家では後継者問題が浮き彫りに

なっており、今後、労働力をどこに求めていくべきか、年々切実な問題に直面している。現時点で想定される労働力としては、高齢者、外国人技能実習生、障がい者が挙げられるが当然、それぞれのメリット、デメリットがある。

① 高齢者  
今後、高齢者人口は年々増加を続けるため、定年退職後に農作業要員として働いてもらうことが可

能。ただし、暑さや寒さなどに対して体面で配慮が必要な部分があることや長期的かつ継続的な勤務は難しいと考えられる。

② 外国人技能実習生  
農業においては、全国的に活用しているケースが多い。やや言葉の壁はあるものの、若い労働力が得られることで、生産性は高いと言える。一方で、3〜5年で帰国することが前提となっているため、短期的な労働力として考える必要がある。

③ 障がい者  
障がい分類としては、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に分けられる。それぞれの障がい者人口は毎年増加を続けており、現状としては、仕事で不足している。障がいの特性によって作業能力も様々であり、健常者と同様に働いてもらうことは難しいが、単調な連続作業の多い農作業においては、サポート次第で活躍ができる。

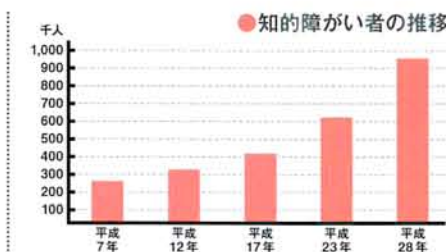


農福連携に取り組むNPO法人めぐみの里のスタッフによる、ネギの収穫風景。

④ 障がい者  
障がい分類としては、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に分けられる。それぞれの障がい者人口は毎年増加を続けており、現状としては、仕事で不足している。障がいの特性によって作業能力も様々であり、健常者と同様に働いてもらうことは難しいが、単調な連続作業の多い農作業においては、サポート次第で活躍ができる。



注1：平成23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。  
注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。  
資料：厚生労働省「患者調査」（平成26年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成



注：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。  
資料：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（～平成17年）、厚生労働省「生活のしづらさに関する調査」（平成23・28年）



注1：昭和55年は身体障害児（0～17歳）に係る調査を行っていない。  
注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。  
資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（～平成18年）、厚生労働省「生活のしづらさに関する調査」（平成23・28年）

## 2 農福連携とは

農福連携には、様々な連携の方法が存在する。現状としては、主に障がい者の方々が何かしらの農作業に関わっている状態であれば、農福連携と呼んでいるが、主なパターンを整理すると、「表1」の通りになる。

① 既存の農家が農福連携に取り組む場合、「パターン1」「パターン3」のいずれかになるが、障がい者と関わった経験が少ない場合、すぐに障がい者を雇用するというのはハードルが高いと考えられる。一方、パターン3のように福祉事業所の職員によるサポートがある環境で作業してもらえたりというの

ことは確認できてから雇用することをお互いに安心できるだろう。また、自らが障がい福祉サービス事業へ参入し、農業との連携を構築することも可能であり、この場合は、両事業を同時に組み立てることができ、より円滑かつ効率的な運営が可能になる。

## 3 障がい福祉サービス事業の概要

は、就労継続支援A型事業とB型事業ということになる。なお、A型事業は雇用契約を結ぶため、最低賃金以上の賃金支払いが必要になり、B型事業は雇用契約に基づく就労が困難な方が対象となる。そのため、A型事業には軽度な方が集まりやすいが、その分の人件費を考慮する必要があるため、収支を合わせることが難しいと言える。



めぐみの里でのネギの出荷調整の作業指導。

表1

	【パターン1】 企業 (農業者・農業法人で雇用)	【パターン2】 福祉事務所 (福祉事務所農作業)	【パターン3】 農業者・農業法人から 福祉事業所へ作業委託
よい点	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の方が経済的に安定する</li> <li>障がい者の方が働きやすい環境を整えることで、ほかの社員にとっても働きやすい環境を考えることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの利用者に合わせて作業が考えやすい</li> <li>支援費の支給により職員人件費やそのほか経費の負担が緩和されやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれが専門性をもって取り組める（農業者は品質のよい農産物を作り、福祉事業者は利用者に合わせて作業を考えることができる）</li> </ul>
難しい点	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用契約を結ぶため給与分の働きが求められる（雇用者に限りがあるため、より多くの障がい者の方が働けるわけではない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が農業の専門知識を学ぶ必要がある</li> <li>利用時間外での作業が発生する可能性がある（天候・災害・品目等により繁忙期が発生する可能性）</li> <li>利用者支援と農業の両立により職員の負担が増える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お互いのメリット、成果、ルール等を明確にしておかないと不満が出てしまう（悪天候の場合、緊急時の場合の対応など…）</li> </ul>

【パターン3】の連携図



自らが障がい福祉サービス事業へ参入する場合、どのような事業形態があるのだろうか？障がい福祉サービス事業には、障がいの程度によって様々なサービスが存在するが、働くことを前提としたものについて、次ページ「表2」で紹介する。

これら4つの事業のうち、就労移行支援事業は2年以内に就職を目指すものであるが、中長期的に農作業を行っていくという連携には不向き。また、就労定着支援事業は、就労後のサポートになるため、今回の取り組みでは対象外になる。つまり、実際に農福連携事業において活用しやすいもの



アルファイノベーションとめぐみの里のスタッフたち。